「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件 原告 山縣 真矢 外7名

被告 国

原告ら代理人意見陳述要旨 (憲法24条2項について)

2023(令和5)年5月25日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 上 杉 崇 子

東京一次判決の憲法24条2項部分についての批判(第17準備書面) に関して述べます。

第1 セクシュアルマイノリティが法的な家族になれないのは、本件諸規 定が法律上同性のカップルの婚姻を認めないからである

東京一次判決は、「同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にある」と違憲判断をした一方で、違憲性を解消するには様々な方法が考えられるとして、法律上同性カップルの婚姻を認めない本件諸規定は違憲ではないと結論づけました。

しかしこの結論は、誤りです。

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

日本では、パートナーと家族になるための法制度は既に婚姻が存在し、かつ、婚姻しか存在しません。法律上同性カップルが法的に家族になれないのは、紛れもなく婚姻制度から排除されていることが原因であり、「パートナーと家族になるための法制度」の不存在というのは論点のすり替えです。

第2 婚姻に類する制度では現行法の違憲状態を解消することはできない

それでも、地方自治体のパートナーシップ制度や、諸外国の婚姻に類する制度があるではないか、というかもしれません。

しかし、まず、自治体のパートナーシップ制度は、法律上同性カップルの存在を自治体が受け止めるという制度であり、法的な家族として保護する効果を持ちません。婚姻制度を改正できる国が実施するものではないのです。

次に、諸外国に婚姻に類する制度の導入が広がった1990~2000 年代は、法律上同性間の婚姻を認める国がほとんどない時代でした。しか し、現在、法律上同性間の婚姻は既に33カ国で法制化されています。

また、婚姻と別の制度を導入した国の多くが、別制度を廃止して婚姻制度を実現しています。

別制度はむしろ差別に法的根拠を与えることになり有害だからです。

婚姻制度がある中で、セクシュアルマイノリティ専用の制度を作ることは、セクシュアルマイノリティが、法律上異性カップルだけが利用してきた婚姻を利用することを許されないほどに劣っているというメッセージを生み出します。セクシュアルマイノリティ自身も、そして社会も、法律

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

上異性カップルの婚姻が「本物の婚姻」であり、セクシュアルマイノリティ専用の制度を「婚姻とは別物のパートナーシップ」と扱うでしょう。

具体的に考えてみても、制度が違えば、呼び名、届出・登録・管理・利用方法といったあらゆる場面で違いが出てきます。別制度では、婚姻と同じ法的効果、同じ社会的公証が得られるはずがないのです。これらはすべて、別制度を導入した諸外国で既に実証されています。

法律上同性カップルと法律上異性カップルは家族としての実態や価値に変わりはないのだから制度も同じでなければならない。この当たり前のことが真実であると、諸外国の経験が示しています。

多くの国で失敗だったとして廃止された婚姻に類する制度を、日本でこれから導入するのは愚かでしかありません。

そして日本では、自治体パートナーシップ制度のある地方自治体が人口 比にして既に6割以上を占めています。世論調査でも法律上同性カップル の婚姻に賛成する割合は増える一方です。今年2月の朝日新聞の調査では、 「認めるべきだ」と回答した人が72%に上っています。

法律上同性カップルの婚姻に対する社会的承認は十分進み、既に受容されているのです。婚姻に類する制度から始める必要性はどこにもありません。

第3 「伝統的」婚姻観は数えきれないセクシュアルマイノリティの痛み の上に成り立ってきたものである

いやそれでも、法律上異性カップル専用としての婚姻制度が長く続いた のだから、これを「伝統」として残したいという価値観への配慮が必要だ というのでしょうか。

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

しかし、セクシュアルマイノリティは、最近急に出現したわけではありません。いつもシスジェンダーの異性愛者とともに生活してきました。 人々の意識の中にセクシュアルマイノリティの生活実態が受け継がれてこなかったのは、「変態性欲」として差別し排除してきた人々のセクシュアルマイノリティ嫌悪が、ありのままの性的指向・性自認で生きることを許さなかったからです。

婚姻は法律上異性カップル専用だというのが「伝統的」婚姻観だというのなら、その正体はセクシュアルマイノリティ嫌悪にほかならず、このような婚姻観は数えきれないセクシュアルマイノリティの痛みの上に成り立っていることを直視すべきです。

第4 個人の尊厳を原理・指針とする憲法は法律上同性のカップルの婚姻を要請している

これからもずっと、日本社会に、セクシュアルマイノリティは生まれ続け、生き続けます。この国に生きる現在そして未来のセクシュアルマイノリティに痛みの歴史をこれ以上引き継ぐことを、個人の尊厳を原理とする 憲法は決して許しません。

尊厳ある存在として扱われないままに亡くなっていった無数のセクシュアルマイノリティの痛みを治癒する術はありません。しかし、セクシュアルマイノリティを嫌悪する差別の歴史を今ここで断ち切ることが、彼女ら彼らの無念の死を、現在を生き、未来を生きるセクシュアルマイノリティの希望に繋げるという点で意味あるものとするでしょう。

そして、セクシュアルマイノリティを法律上異性カップルと等しく婚姻 に迎え入れ、真の意味ですべての人に開かれた婚姻制度を構築することこ そ、日本に生きるすべての個人の自律的生を切り開く、新たな、あるべき 価値であり、個人の尊厳の原理に適合するものです。

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

今日、憲法は法律上同性カップルの婚姻の実現を要請しているのです。 したがって、法律上同性カップルの婚姻を認めない本件諸規定は、個人 の尊厳に照らして合理的理由がなく、憲法24条2項に違反します。

以上